

業 務 仕 様 書

1 業務名

「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブック」制作業務

2 業務目的

本業務は、設計者等が公共的施設を整備・設計する際の手引きとして、平成 18 年に「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を発行し、具体的な整備例を交えながら整備基準を紹介するなど、整備基準の理解促進を図ってきた。

しかしながら、施設整備マニュアルの発行から一定期間が経過する中、設計者等から、整備基準についてより分かりやすい解説を望む声が寄せられているほか、整備基準の数値のみでは表せない多様な利用者の特性やニーズに配慮した整備を進める必要がある。

こうしたことから、公共的施設の整備基準の改正や整備基準の解説の充実、望ましい整備のアップデートを行うなど、バリアフリー化の一層の推進を図る目的として、「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブック」を制作する。

3 業務内容

受託者は、委託者が提示する原案（180 ページ程度）を元に、施設整備マニュアルの改訂原稿を企画作成し、委託者に示すこと。

(1) 参考図・イラストの作成

受託者は、委託者と協議の上、整備基準等についての解説をするための図表（表、平面図、パース図等）及びイラストの作成又は修正（計 250～300 点程度）を行う。

(2) レイアウト・印刷データの作成

受託者は、原案を元に、読みやすく、内容を理解しやすいデザイン、レイアウトを工夫して電子データを制作すること。また、フォントについては、UDフォントを使用すること。

なお、レイアウトについては、札幌市と協議の上、決定する。

- (3) 表紙の作成
簡易なデザインを用いて作成すること。
- (4) 校正
3回程度
- (5) 期日
本市が指定した期日までに作成すること。

4 提出成果品

- (1) 業務完了届
- (2) 電子データ（以下のとおり）
 - ア PDF データ
 - イ イラストレーター形式又はインデザイン形式

5 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

6 著作権

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権は、札幌市が保有するものとする。
- (2) 成果物については、原則として札幌市が複製、翻案、変形、改変その他の修正・加工及び二次利用ができるものとする。
- (3) 受託者は、デザインが第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から著作権侵害等を主張された場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。

7 留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、札幌市と必要な協議及び打ち合わせを十分行い、業務を進めること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて札幌市と協議すること。
- (3) 本業務の成果品であるデザイン、意匠権、版權、印刷物及び提出された

原稿・データに関する権利（著作権については、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。本市が提供する情報に係る部分の著作権及び著作権はその全てを本市に帰属するものとする。

- (4) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (5) 本市が発行している「広報に関する色のガイドライン改訂版」を参考に、色覚に障がいがある方に配慮した配色とすること。

8 担当

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 3 階
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業計画担当係
担当：木内 電話：011-211-2936 F A X：011-218-5181